**【別添】**

**スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート**

**[団体名：香川県剣道連盟　　　]**

**[記載日：２０２2．1．4]**

**【対応状況に係る自己評価】**

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 対応状況 |
| **原則１ 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。** | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | ― |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　法人格を有していません。 | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　当連盟では、会則を規定しており、会則を遵守して運営している。 | |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　遵守している。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　整備できている。  　役員等の多様性については、現在、理事１４名中で２女性理事が２名（14.3％）であり、  また、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築については、役員に定年制を設け、８０歳を定年  としている。更には、役員に最初に就任する際の年齢は７０歳を超えないものとしている。 | |
| **原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。** | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  策定し、公表している。当連盟が目指すべき基本方針は、会則の第４条（目的）に示しており、ＨＰにも公表している。 | |
| **原則3** **暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。** | |
| (1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコン  プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  当連盟では、役員に対して全日本剣道連盟の講習会で学んできた指導員のもと、毎年４月  に「伝達講習会」を開催し、コンプライアンス教育を実施している。  　また、役員には全日本剣道連盟が主催する研修等への定期的な参加を促している。 | |
| (2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施している  か，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  当連盟では、指導者に対して全日本剣道連盟の講習会で学んだ指導員のもと、毎年４月に  「伝達講習会」を開催し、コンプライアンス教育を実施している。  競技者については、各指導者を通じて「伝達講習会」の内容を浸透させている。 | |
| **原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。** | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　遵守できている。毎年の総会にて明らかにしている。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，  ガイドライン等を遵守しているか。 | ― |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  国庫補助金の利用をしていない | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　経理担当と監査担当を別の者が行い、監査体制を明確にしている。 | |
| **原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。** | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  　ガバナンスコードに基づく適正な開示を積極的にしている。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | Ａ |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）  役員体制及び各事業運営の状況（計画及び実施状況）の公表をＨＰでしている | |
| **原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。** | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述） | |
| 原則■について |  |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |

|  |  |
| --- | --- |
| 原則■について |  |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |
| 原則■について |  |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |